

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針 新旧対照表（案）

変 更 案		現 行																																											
	<table border="1"> <tr><td>策 定</td><td>平成 5 年 12 月</td></tr> <tr><td>変 更</td><td>平成 8 年 3 月</td></tr> <tr><td>変 更</td><td>平成 13 年 5 月</td></tr> <tr><td>変 更</td><td>平成 15 年 4 月</td></tr> <tr><td>変 更</td><td>平成 15 年 12 月</td></tr> <tr><td>変 更</td><td>平成 18 年 3 月</td></tr> <tr><td>変 更</td><td>平成 19 年 4 月</td></tr> <tr><td>変 更</td><td>平成 22 年 3 月</td></tr> <tr><td>変 更</td><td>平成 24 年 7 月</td></tr> <tr><td>変 更</td><td>平成 26 年 6 月</td></tr> <tr><td>変 更</td><td>令和 2 年 月</td></tr> </table>	策 定	平成 5 年 12 月	変 更	平成 8 年 3 月	変 更	平成 13 年 5 月	変 更	平成 15 年 4 月	変 更	平成 15 年 12 月	変 更	平成 18 年 3 月	変 更	平成 19 年 4 月	変 更	平成 22 年 3 月	変 更	平成 24 年 7 月	変 更	平成 26 年 6 月	変 更	令和 2 年 月		<table border="1"> <tr><td>策 定</td><td>平成 5 年 12 月</td></tr> <tr><td>変 更</td><td>平成 8 年 3 月</td></tr> <tr><td>変 更</td><td>平成 13 年 5 月</td></tr> <tr><td>変 更</td><td>平成 15 年 4 月</td></tr> <tr><td>変 更</td><td>平成 15 年 12 月</td></tr> <tr><td>変 更</td><td>平成 18 年 3 月</td></tr> <tr><td>変 更</td><td>平成 19 年 4 月</td></tr> <tr><td>変 更</td><td>平成 22 年 3 月</td></tr> <tr><td>変 更</td><td>平成 24 年 7 月</td></tr> <tr><td>変 更</td><td>平成 26 年 6 月</td></tr> </table>	策 定	平成 5 年 12 月	変 更	平成 8 年 3 月	変 更	平成 13 年 5 月	変 更	平成 15 年 4 月	変 更	平成 15 年 12 月	変 更	平成 18 年 3 月	変 更	平成 19 年 4 月	変 更	平成 22 年 3 月	変 更	平成 24 年 7 月	変 更	平成 26 年 6 月
策 定	平成 5 年 12 月																																												
変 更	平成 8 年 3 月																																												
変 更	平成 13 年 5 月																																												
変 更	平成 15 年 4 月																																												
変 更	平成 15 年 12 月																																												
変 更	平成 18 年 3 月																																												
変 更	平成 19 年 4 月																																												
変 更	平成 22 年 3 月																																												
変 更	平成 24 年 7 月																																												
変 更	平成 26 年 6 月																																												
変 更	令和 2 年 月																																												
策 定	平成 5 年 12 月																																												
変 更	平成 8 年 3 月																																												
変 更	平成 13 年 5 月																																												
変 更	平成 15 年 4 月																																												
変 更	平成 15 年 12 月																																												
変 更	平成 18 年 3 月																																												
変 更	平成 19 年 4 月																																												
変 更	平成 22 年 3 月																																												
変 更	平成 24 年 7 月																																												
変 更	平成 26 年 6 月																																												
農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針		農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針																																											
令和 2 年 月 富 山 県		平成 2 6 年 6 月 富 山 県																																											
目 次		目 次																																											
第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向 ……	1	第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向 ……	1																																										
1 農業・農村をめぐる現状 ……	1	1 農業・農村をめぐる現状 ……	1																																										
2 富山県農業・農村振興の基本方針 ……	1	2 富山県農業・農村振興の基本方針 ……	1																																										
3 農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向 ……	5	3 農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向 ……	4																																										
4 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営 ……	5	4 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営 ……	5																																										
5 担い手を補完する体制づくり ……	6	5 担い手を補完する体制づくり ……	6																																										
6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成 ……	6	6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成 ……	6																																										
第 2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 ……	8	第 2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 ……	7																																										
1 農業経営の発展指標 ……	8	1 農業経営の発展指標 ……	7																																										
2 経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する指標 ……	1 5	2 経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する指標 ……	1 1																																										
第 3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業 経営の基本的指標 ……	1 6	第 3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業 経営の基本的指標 ……	1 2																																										
第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利 用の集積等に関する目標 ……	1 7	第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利 用の集積等に関する目標 ……	1 3																																										
第 5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項 ……	1 7	第 5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項 ……	1 3																																										
1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項 ……	1 7	1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項 ……	1 3																																										
2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項 ……	2 1	2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項 ……	1 7																																										
		3 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項 ……	1 7																																										

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 農業・農村をめぐる現状

本県は、日本のほぼ中央部に位置し、東京・大阪・名古屋の三大都市圏からほぼ等距離にあり、また、北東アジア地域のほぼ中央部に位置している。地形的には、周囲を山岳と海洋に囲まれ、豊かな水の循環により、美しい自然環境を形成している。

本県では、コンパクトな地形を活かして、農業と工業が一体として発展してきた。このことにより、農村は、多種多様な職業の人々が居住する混住社会へと変貌してきた。農業においては、豊富な水と早くから整備された農業基盤を有効に活用し、水稻を中心とした水田農業が営まれてきた。

本県の総農家数は毎年減少傾向にあり、平成7年(54,067戸)から平成27年(23,798戸)の20年間で半分に減少しているが、これは、集落営農の組織化や担い手への農地集積が進んだこと等で、第2種兼業農家の減少によるものである。また、農業者の高齢化が進んでおり、農業就業人口に占める高齢者(65歳以上)の割合は76.5%と高まってきており、担い手不足が顕在化している。

耕地については、水田率が95.5%と全国一となっている。また、農業農村整備は、全国に先駆けて取り組まれ、特に30a以上の区画のほ場整備は、令和元年度までに84.7%に達しているなど、その整備水準は全国でもトップクラスにある。農地の流動化面積は、昭和55年以降着実に伸びており、農地集積率は、令和元年度では、65.0%に達している。一方で、耕地面積は昭和38年をピークに減少を続けており、中山間地域を中心として、荒廃農地の増大が懸念されている。

農業産出額は、米に大きく依存した構造となっており、水田フル活用による大麦、大豆の生産や園芸の1億円産地づくりの推進により、品目のバランスがとれた生産振興を図る必要がある。

2 富山県農業・農村振興の基本方針

国の米政策の見直しや農業後継者不足、産地間競争の激化に加え、国際貿易の新たなルールづくりによる経済のグローバル化など、農業をめぐる情勢が大きく変化するなかで、将来にわたり発展する「競争力の高い農業」と「豊かで美しい農村」を実現するため、「富山県農業・農村振興計画」を基本に、農業の成長産業化を促進し、農業所得の向上に資する「産業政策」と、豊かで美しい農村を持続的に維持・発展させるための「地域政策」を車の両輪として推進し、次に掲げる農業・農村に関する施策を展開するものとする。

(1) 消費者に求められる競争力ある農産物の生産

① 競争力ある農産物の生産

-1 高品質な選ばれる米づくりの推進

米政策の見直しに円滑に対応し、消費者や実需者の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、業務用米や非主食用米を含め、富山米の品揃えの充実を図るとともに、新品種「富富富」について、栽培技術の確立や生産体制の構築を図り、本県を代表するブランド米に育成する。

また、全国一の種もみ産地として、良質な種子の安定供給を図り、高品質で良食味かつ安全・安心な富山米の生産振興に取り組む。

-2 水田フル活用等による麦、大豆等の生産推進

農業所得を確保し、農業経営の安定を図るため、大麦・大豆や園芸作物等を組み合わせ

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 農業・農村をめぐる現状

本県は、日本のほぼ中央部に位置し、東京・大阪・名古屋の三大都市圏からほぼ等距離にあり、また、北東アジア地域のほぼ中央部に位置している。地形的には、周囲を山岳と海洋に囲まれ、豊かな水の循環により、美しい自然環境を形成している。

本県では、コンパクトな地形を活かして、農業と工業が一体として発展してきた。このことにより、農村は、多種多様な職業の人々が居住する混住社会へと変貌してきた。農業においては、豊富な水と早くから整備された農業基盤を有効に活用し、水稻を中心とした水田農業が営まれている。

本県の農家数は、昭和55年以降毎年1,000戸程度減少している。専兼別にみると、兼業農家が88.8%を占めているが、近年の動きをみると高齢専業農家がわずかながら増加傾向にある。また、農業者の高齢化が進んでおり、農業就業人口に占める高齢者(65歳以上)の割合は70.8%と高まってきており、担い手不足が顕在化している。

耕地については、水田率が95.8%と全国一となっている。また、農業農村整備は、全国に先駆けて取り組まれ、特に30a以上の区画のほ場整備は、平成24年度までに83.5%に達しているなど、その整備水準は全国でもトップクラスにある。農地の流動化面積は、昭和55年以降着実に伸びており、利用権設定率は、平成25年3月末では、33.2%に達している。一方で、耕地面積は昭和38年をピークに減少を続けており、中山間地域を中心として、遊休農地も増加してきている。

農業産出額は、米に大きく依存した構造となっており、部門別の産出額の動きでは、畜産がこれに次いでいる。農家1戸当たりの農家所得は、比較的高い水準にあるが、農業所得の農家所得に占める割合(農業依存度)が低く、農外所得に依存した農家経済となっている。

2 富山県農業・農村振興の基本方針

経営所得安定対策が導入されるなど、農業をめぐる情勢が大きく変化するなかで、「富山県農業・農村振興計画(改訂版)」を基本に、認定農業者や集落営農組織など効率的かつ安定的な経営を行う担い手の育成を強力に進め、これらの担い手が地域農業の相当部分を担うような農業構造を確立することを基本方向の一つに掲げつつ、新鮮で安全な食の提供、消費者の心をつかむ商品の育成、次代につなぐ生産体制の構築、魅力ある美しい農村空間の創造の4つの基本施策の推進により「いのち」と「くらし」を支える元気な農業と魅力ある農村を目指し、次に掲げる農業・農村に関する施策を展開するものとする。

(1) 新鮮で安全な食の提供

① 食の安全確保の推進

県民が食品の安全性に関する情報を適時的確に入手できるとともに、消費者自らが知識と理解を積極的に深められるよう、食品の安全性に関する意見交換及び情報の発信に努める。

また、適正な生産方法と表示により県民に安全な食品を供給するため、生産から消費までに至る一貫した食の安全確保を図る。

② 食育と地産地消の推進

県民が食についてより深い関心を持ち、健全な食生活が実践できるよう、地域や学校、家庭など社会のあらゆる場面において「食育」を推進する。

た生産を推進するなど、水田のフル活用を進め、農業の生産性、収益性を高めるとともに、地域の特性や創意工夫を活かした地域農業の成長産業化を進める。

-3 園芸作物の生産力の強化・拡大

地域の条件に応じた「1億円産地づくり」等による大規模な産地形成、施設園芸や新技術の導入による収益性の高い園芸作物の生産振興、薬用作物の生産性向上・産地化などによる多様な産地の形成を図り、担い手の育成・確保を推進するなど、県内の園芸生産が一層拡大するよう、市町村や関係団体と一体となって積極的に取り組む。

-4 畜産物の生産拡大

畜産生産基盤の強化や生産技術の高位安定化による生産拡大、担い手の確保、品質向上やブランド化による競争力強化などにより、本県畜産経営の持続的な発展と成長産業化を推進する。

② 人と環境にやさしい農業の普及拡大

化学肥料・農薬の使用を低減するエコファーマーの取組みや有機農業などの環境にやさしい農業を推進する。

また、「富山県適正農業規範(とやまGAP規範)」等に基づく安全・安心な農業の普及と実践により、持続性の高い農業や高品質な農産物の生産拡大を進める。

③ 競争力を高める技術の開発・普及

ICTやロボット技術を活用したスマート農業の普及により、農作業の省力化や高品質な農産物の生産を推進する。

また、生産現場の課題に対応して開発した技術の迅速な普及や、生産、販売、経営管理等に関する普及指導活動の展開により、地域農業の持続的な発展を進める。

(2) 農業経営の高度化・複合化と生産基盤づくり

④ 意欲ある担い手の育成と経営強化

-1 担い手の経営力向上と経営基盤強化

収益性の高い経営モデルの確立を目指して農業所得増大に取り組む、経営感覚に優れた農業経営者を育成する。

また、農地集積の促進による規模拡大、経営の複合化などに必要な農業機械等の導入支援、農業経営体の法人化などを進め、担い手の経営基盤の一層の強化を図る。

-2 地域を支える多様な担い手の育成・確保

地域農業の中心となる認定農業者や集落営農組織などの担い手を育成するとともに、地域の実情に応じ、家族経営を含めた多様な担い手による地域営農体制の構築を図る。

また、「とやま農業未来カレッジ」(以下「カレッジ」という。)を核とする研修や農業機械等への導入支援などにより、地域農業を支え、次世代を担う青年農業者の育成・確保と定着に、関係機関と連携して積極的に取り組むとともに、女性農業者による農産加工や直売等の起業

また、地域で生産された新鮮で安全な農産物の提供を通じて、消費者と生産者との信頼関係の構築を図り、県民ぐるみで県産品を大きく育てる地産地消運動を推進する。

③ 環境にやさしい農業の普及拡大

環境問題や農産物の安全性に対する社会的な関心が高まる中で、生産性の確保に配慮しつつ、富山県適正農業規範(とやまGAP規範)に基づく農業の実践などにより、土づくりや総合的な防除技術体系の普及などを図る。

また、化学肥料・農薬の大幅な低減など先進的な営農を行う地域・生産者の育成や活動の強化などを推進し、環境にやさしい農業の全県的な展開を図る。

(2) 消費者の心をつかむ商品の育成

④ 食のとやまブランドの育成強化

-1 「越中とやま食の王国づくり」の推進

「食のとやまブランド」の確立に向け、本県産農林水産物などのブランド価値向上と有利販売を図るため、富山ならではの食材や料理、独自の食文化を県内外に広くアピールする「越中とやま食の王国」づくりを推進する。

-2 食と農の交流・連携強化

生産者と食品産業界との交流、農商工連携を促進し、地域で生産された新鮮で安全な食材を活用した「富山ならではの」の商品開発を推進する。

また、食品の加工技術の改善指導や産学官の連携を強化し、食品産業の活性化を図る。

⑤ 競争力のある農産物の生産

-1 売れる米・麦・大豆づくりの推進

消費者ニーズに的確に対応し、高品質で美味しい、安全・安心、低コストな米づくりの推進により、米主産県としての地位の向上をめざすとともに、種子場の生産体制の強化などにより、全国一のとやま種もみの品質確保と生産拡大を目指す。

また、実需者ニーズに応じた高品質な麦・大豆の安定生産を推進する。

-2 園芸生産の拡大

県民ニーズを充足するため、産地基盤等の強化を図り、県内における新鮮、安全な園芸作物の供給を拡大するため、主穀作農家等での園芸作物の導入を促進し、園芸生産の担い手を育成、確保する。

また、農業が主体となった大規模園芸産地の育成(1億円産地づくり)を推進する。

-3 畜産経営の持続的発展

生産基盤の整備や生産技術の高位安定化により、畜産経営の維持拡大と畜産物の安定的な供給体制の確立を目指すとともに、飼料用米等の活用を促進し、飼料自給率の向上を図る。

また、地域と調和した畜産経営を進めるとともに、堆肥の土壌還元等、地域資源循環型畜産を目指す。

活動を支援し、女性の就農と定着を図る。

⑤ 優良な農業生産基盤の確保

-1 優良農地の確保

農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用、日本型直接支払制度の活用、担い手への農地の利用集積等を通じて、優良農地の確保を図る。

また、農地の集積や作物の計画的な作付けを推進するなど、耕作放棄地の発生抑制・再生に努め、農地の効率的な利用を促進する。

-2 農地の大区画化・汎用化、農業水利施設の保全・高度化等の土地改良事業の推進

農産物の安定的供給と農業所得の向上に向け、農地の大区画化・汎用化や農業水利施設等の保全・高度化を進め、次世代に引き継ぐ優良な農業生産基盤の確保を図る。

-3 農村の防災・減災対策の推進

災害から県民の生命や財産を守るため、農地や農業水利施設の防災・減災対策を着実に推進する。

(3) 農産物のブランド力向上と販路の開拓・拡大

⑥ 食のとやまブランド戦略の強化による販路の開拓・拡大

-1 付加価値の高い商品・サービスの開発

消費者や実需者のニーズに応えるマーケットインの視点から、付加価値の高い商品・サービスの開発や新たな販売に取り組む生産者に対し、6次産業化や農商工連携等を通じた支援を行い、農業者の所得増大を図る。

また、県、企業、関係団体等が連携し、地域資源を活用した、高品質で付加価値の高い商品開発を推進する。

-2 食のとやまブランドの推進と販路の開拓・拡大

新たな食のとやまブランドマーケティング戦略のもと、「オールとやま」の体制で、消費者や実需者のニーズを捉えた販売促進活動や広報活動を強化し、県内外で県産農林水産物や加工品等の需要拡大を図り、生産者の所得向上と本県の農林水産業の成長産業化につなげる。

-3 農林水産物等の輸出促進

県産農林水産物等のブランド力向上や、海外市場に向けた専門人材の確保、輸出に取り組む事業者への生産・販売両面における支援体制の整備等により、県産農林水産物等の輸出の促進を図る。

⑦ 新鮮で安全な食の提供

-1 食の安全確保の推進

県民への食の安全に関する情報提供の充実、適正農業管理(GAP)の普及やHACCPに

(3) 次代につなぐ生産体制の構築

⑥ 意欲ある担い手の育成・確保

-1 次代に向けた地域営農体制の構築

将来にわたり本県農産物の生産を支えるため、集落や地域の持つマネージメント機能を強化しながら、次代に向けた地域営農体制を構築する。

また、認定農業者や集落営農組織など、意欲ある農業者が地域農業の相当部分を占める農業構造に向けて、担い手の育成を進める。

-2 担い手の経営体質強化

経営規模の拡大や経営の法人化、経営管理能力の向上など、担い手の経営発展に向けた取組を強化する。

また、6次産業化等による経営の多角化、園芸作物の導入による複合化など意欲的な経営展開を支援する。

-3 経営を支える人材の育成

規模拡大や複合化、法人化など、担い手の経営の充実強化と持続的発展を図るため、新規就農者の定着支援、後継者や従業員の資質向上など、次代を担う青年農業者の育成確保に努める。

また、女性が意欲を持って経営に参画できるよう資質や能力の向上に努めるとともに、経営パートナーとしての役割の発揮や新たな起業活動を促進する。

⑦ 未来を切り拓く技術の開発・普及

農畜産物のブランド力を強化するため、新品種の育成や、担い手の経営向上のための省力・低コスト生産技術、環境への負荷を軽減した生産技術などの開発を進める。

また、開発した技術の迅速な普及や緊急的な現地課題への対応力を高めるとともに、担い手を中心とした持続的な地域農業の確立をめざして、生産、販売技術や経営管理、組織・産地育成に関する普及指導を推進する。

⑧ 優良な農業生産基盤の確保

-1 優良農地の確保

農用地の円滑な調整により、優良農地を確保し、担い手の経営発展に資する計画的な土地利用を促進する。

また、農作物の計画的な作付の推進と、耕作放棄地の発生の抑制により、農地の有効かつ効率的活用を図る。

-2 生産基盤の整備

農産物の安定的供給を実現するため、担い手の育成・支援に向けた農業生産基盤の整備を推進するとともに、計画的な更新整備と適切な保全管理を推進する。

よる衛生管理の徹底、適正な食品表示などの取組みにより、農産物の生産から食品の製造・流通・消費に至る全ての段階を通じ、安全・安心な県産品の生産・供給を推進する。

-2 食育と地産地消の推進

富山の食に着目した「富山型食生活」の実践などにより、ライフステージに応じた健康増進につながる食生活の実現、伝統的な食文化の継承、食の循環や環境を意識した食品ロス削減につながる食育を推進する。

また、魅力ある県産品の開発や学校給食での県産食材の活用拡大、直売所・インショップの開設支援など、安全で安心な県産農林水産物等の生産・供給体制の強化や県産品の活用・購買気運の醸成を図る、県民ぐるみの地産地消を推進する。

(4) 豊かな資源を活用した魅力ある農村の創造

⑧ 豊かで魅力ある農村の形成

-1 快適で豊かな農村環境の整備

農業・農村が持続的に発展し、豊かで美しい環境や多面的機能が維持、発揮されるよう、地域ぐるみによる農用地、農業用水、里山などの保全管理・活用を推進する。

また、子どもから高齢者まで、地域住民が快適で豊かに暮らせる生活空間を創造するため、農村下水道等の生活環境施設や農業用水等の水辺環境の整備を推進する。

-2 集落ぐるみによる地域資源の有効活用

農村が持つ魅力ある自然・景観・食・伝統文化などの地域資源を活用した、NPOや女性農業者等の多様な主体による、6次産業化など農林水産物等の高付加価値化の取組みを推進する。

また、自然エネルギーや地形条件を有効活用した小水力発電等の取組みを推進する。

-3 都市との交流の推進

農村が持つ豊かな自然や景観、食や伝統文化などの地域資源の魅力を活かして、生活体験の機会の充実や移住、農家等での宿泊の促進など、交流人口の拡大等による都市と農村の交流を推進する。

⑨ 中山間地域の活性化

集落の自発的・主体的な取組みを基本とした集落機能の維持・活性化や、集落間でのネットワーク形成の取組みにより、地域全体でのコミュニティ機能の維持・強化を推進する。

また、イノシシ等野生鳥獣による農作物被害防止に向けた総合的な取組みを推進するとともに、捕獲したイノシシのジビエとしての利活用を促進する。

3 農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向

農業を今後とも、県民のいのちとくらしを支える基幹的産業として振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に展開していくことにより、本県農業の持続的な発展を図ることが重要である。

⑩ 集落ぐるみによる地域資源の保全・活用

農村の持つ農地・農業用水等の地域資源を、農村集落が本来持っているむら機能を活かしつつ、農業者のみならず地域住民等の参画・協働も得ながら適切に保全し、次世代に継承する取組を推進する。

(4) 魅力ある美しい農村空間の創造

⑩ 魅力ある美しい農村の形成

-1 快適で豊かな農村環境の整備

農村下水道等の生活環境施設の整備や農業用水等の水辺環境の整備を進め、子どもから高齢者までが快適で豊かに暮らせる生活空間の創造を図る。

また、散居村に代表される美しい農村景観の重要性を広く啓発するとともに、地域住民や企業等が一体となって景観の保全を図る。

-2 都市との交流の推進

農村が持つ豊かな自然や景観、伝統文化などの地域資源の魅力を活かして、都市住民との交流や子どもたちの体験学習を推進する。

⑪ 中山間地域の活性化

中山間地域では、施策を総合的・計画的・広域的に展開し、活力ある農林業の生産活動の推進と定住の促進による活性化を図る。

3 農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向

農業を今後とも、県民のいのちとくらしを支える基幹的産業として振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に展開していくことにより、本県農業の持続的な発展を図ることが重要である。

このため、認定農業者や集落営農組織などの経営体を効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手として位置付け、これらの担い手が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、令和8年において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体等に対して、実質化された「人・農地プラン」等に則した農用地の利用集積をはじめ、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずる。

また、当面、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の確保・育成が困難とみられる地域においても、集落・地域の話し合いをもとに、農業協同組合などの関係団体等による地域農業の維持・発展のための営農体制づくりなどを進めるものとする。

4 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営

本県において、目標とすべき農業経営としては、

- ・令和8年までの間で実用化が見込まれる技術の定着や技術水準の向上
- ・担い手への農地集積と効率的な農地利用や資本装備
- ・常時従事者の年間総労働時間が他産業従事者と均衡する 2,000 時間程度の水準の達成

を図りつつ、地域その他産業従事者と遜色のない年間農業所得として次に掲げる所得水準を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

なお、農業所得については、新たに農業を志す若者が魅力を感じられるよう、担い手の経営規模や段階的な経営発展に応じ目標金額を設定し、全産業の給与額平均の上位水準をめざす。

目標とすべき農業経営の姿

【標準タイプ】…主たる従事者一人あたりの年間所得水準:おおむね 500 万円

【発展タイプ】…主たる従事者一人あたりの年間所得水準:おおむね 750 万円

既に 500 万円程度の所得がある大規模主穀作経営体や園芸等の認定農業者でさらなる所得向上をめざす経営体

この目標を達成するため、地域における話し合いを基本に、主穀作経営等の土地利用型農業については、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業等の活用により、利用権の設定及び農作業受委託の積極的な促進を図り、認定農業者等への農地集積や集約化を推進するとともに、地域及び営農の実態等に応じた集落営農組織などの生産組織を育成する。また、主穀作経営に園芸作物等を取り入れた経営の複合化による農業所得の向上と経営の体質強化を図る。園芸、畜産などについては、集約的農業経営の展開を図るため、高収益作物等の導入及びその産地形成等を推進する。

特に、企業的な経営管理等による経営体質の強化や新たな人材の受け入れによる経営の円滑な継承等による持続的な発展を図るため、個別経営や集落営農組織の法人化を進める。

さらに、消費者ニーズへの対応や産地・地域ごと、あるいは個別に販売戦略を構築するなどマーケティングの強化と地産地消の推進を図り、消費拡大や販売量の増大等を通じて経営体の育成・強化に資する。

なお、これらの経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で、用排水路、土地改良施設等の地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役

このため、認定農業者や集落営農組織などの経営体を効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手として位置付け、これらの担い手が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、平成 35 年において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体等に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずる。

また、当面、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の確保・育成が困難とみられる地域においても、集落・地域の話し合いをもとに、農業協同組合などの関係団体等による地域農業の維持・発展のための営農体制づくりなどを進めるものとする。

4 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営

本県において、目標とすべき農業経営としては、

- ・平成 35 年までの間で実用化が見込まれる技術の定着や技術水準の向上
- ・担い手への農地集積と効率的な農地利用や資本装備
- ・常時従事者の年間総労働時間が他産業従事者と均衡する 2,000 時間程度の水準の達成

を図りつつ、地域その他産業従事者と遜色のない年間農業所得として次に掲げる所得水準を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

目標とすべき農業経営の姿

主たる従事者一人あたりの年間所得水準:おおむね 500 万円

この目標を達成するため、地域における話し合いを基本に、土地利用型農業については、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業などの活用により、利用権の設定及び農作業受委託の積極的な促進を図り、認定農業者等への農地集積や集約化を推進するとともに、地域及び営農の実態等に応じた集落営農組織などの生産組織を育成する。また、主穀作経営に園芸作物等を取り入れた経営の複合化による農業所得の向上と経営の体質強化を図る。園芸、畜産などについては、集約的農業経営の展開を図るため、高収益作物等の導入及びその産地形成等を推進する。

特に、企業的な経営管理等による経営体質の強化、新たな人材の受け入れ等による経営の円滑な継承・持続性の確保を図るため、個別経営や集落営農組織の法人化を進める。

さらに、消費者ニーズへの対応や産地・地域ごと、あるいは個別に販売戦略を構築するなどマーケティングの強化と地産地消の推進を図り、消費拡大や販売量の増大等を通じて経営体の育成・強化に資する。

なお、これらの経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で、用排水路、土地改良施設等の地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役

割分担を明確にし、相互にメリットが享受できるよう連携協力し健全なコミュニティの発展を図る。

また、生産性向上のため、ほ場の大区画化・汎用化及び集団化を図るとともに、水利施設、農道の整備とその適切な維持管理に努める。また、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の連担化を図る。

5 担い手を補完する体制づくり

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、県内各地域の実態に即し、農業協同組合、市町村農業公社等の農作業受託組織の育成、広域基幹施設の整備を図る。

今後の施策展開に当たっては、種々の情勢変化にも柔軟かつ機敏な調整機能を発揮しながら、農業者の主体的な取組みを喚起するものとする。また、関係者それぞれが期待される役割を確実に担いつつ、相互の連携を密にして、「富山県農業・農村振興計画」の着実な推進に向けて積極的に取り組むものとする。

地域農業の活性化を図るには、農業者自身の意志と行動が基本であり、農業者自らが課題克服による低コスト化、高付加価値化など経営体質の強化を目指し、さらに、個々の経営合理化の制約を地域ぐるみの協働の力で補うため、地域における話し合いを通じて、基幹的農業従事者、地域リーダー及び新規就農者などの人材を確保・育成するなど、農業者の主体的な地域農業への参画が重要である。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

(1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本県の新規就農者数は、平成 21 年度以降年間 50 人を上回り、**近年は 60 人程度で推移している**。こうした中、国が掲げる新規就農し定着する**農業者を倍増し、40 代以下の農業従事者を 40 万人に拡大**するという目標を踏まえ、本県農業の持続的な発展に向け、45 歳未満の新規就農者を年間 **60 人以上**確保することを目標とする。なお、45 歳以上 65 歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験者等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本県その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり 2,000 時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(4に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標(**標準タイプ**)の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得 250 万円程度)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取組

就農希望者に対し、「**とやま就農ナビ**」による**就農情報の提供をはじめ**、就農相談、**農業法人等の雇用就農先の紹介**、農業体験、就農準備研修等による支援を行うほか、就農前に農業の基礎的知識や実践的技術を学べるカレッジを中心とした農業研修体制の充実を図ることにより、意欲ある青年新規就農者を確保する。

割分担を明確にし、相互にメリットが享受できるよう連携協力し健全なコミュニティの発展を図る。

また、生産性向上のため、ほ場の大区画化・汎用化及び集団化を図るとともに、水利施設、農道の整備とその適切な維持管理に努める。また、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の連担化を図る。

5 担い手を補完する体制づくり

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、県内各地域の実態に即し、農業協同組合、市町村農業公社等の農作業受託組織の育成、広域基幹施設の整備を図る。

今後の施策展開に当たっては、種々の情勢変化にも柔軟かつ機敏な調整機能を発揮しながら、農業者の主体的な取組みを喚起するものとする。また、関係者それぞれが期待される役割を確実に担いつつ、相互の連携を密にして、「富山県農業・農村振興計画(**改訂版**)」の着実な推進に向けて積極的に取り組むものとする。

地域農業の活性化を図るには、農業者自身の意志と行動が基本であり、農業者自らが課題克服による低コスト化、高付加価値化など経営体質の強化を目指し、さらに、個々の経営合理化の制約を地域ぐるみの協働の力で補うため、地域における話し合いを通じて、基幹的農業従事者、地域リーダー及び新規就農者などの人材を確保・育成するなど、農業者の主体的な地域農業への参画が重要である。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

(1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本県の新規就農者数は、平成 21 年度以降年間 50 人を上回り、**平成 25 年度には 90 人となった**。こうした中、国が掲げる新規就農し定着する **40 代以下の農業者を年間1万人から2万人に倍増**するという**新規就農者の確保・定着**目標を踏まえ、本県農業の持続的な発展に向け、45 歳未満の新規就農者を年間 **70 人以上**確保することを目標とする。なお、45 歳以上 65 歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験者等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本県その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり 2,000 時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(4に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得 250 万円程度)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取組

就農希望者に対し、就農相談や**職業紹介**、農業体験、就農準備研修等による支援を行うほか、就農前に農業の基礎的知識や実践的技術を学べる「**とやま農業未来カレッジ**」を中心とした農業研修体制の充実を図ることにより、意欲ある青年新規就農者を確保する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1の4に示したような目標を可能とする農業経営の指標を主要な営農類型について示すと次のとおりである。

1 農業経営の発展指標

【標準タイプ】

[認定農業者:家族経営]

【略】

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標を主要な営農類型について示すと次のとおりである。

1 農業経営の発展指標

[認定農業者:家族経営]

営農類型	経営規模	生産方式
主穀作 水稲+大麦+大豆 <労働力> 常時 1.5人 臨雇 147人日	<作付面積等> 水稲 14.6ha (うち直播 4.6ha) 大麦・大豆 8.4ha <経営面積> 23.0ha	<資本装備> 農作業舎(150㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 4棟 トラクタ(40PS級) 1台 コンバイン(5条) 1台 多目的田植機(6条施肥機付き) 1台 乾燥機(大豆兼用) 2台 育苗関連機材 1式 大豆コンバイン(刈幅1.5m) 1台 他 <その他> ・集落内における土地利用調整を基本とした借地により経営規模を拡大する。
複合経営 水稲+大麦+大豆 +軟弱野菜 <労働力> 常時 1.5人 臨雇 433人日	<作付面積等> 水稲 13.3ha 大麦・大豆 7.5ha こまつな 0.2ha <経営面積> 21.0ha	<資本装備> 農作業舎(150㎡) 1棟 育苗ハウス(60坪) 11棟 トラクタ(40PS級) 1台 コンバイン(5条) 1台 田植機(6条側条) 1台 乾燥機 2台 乗用管理機 1台 選別・計量器 1台 保冷庫 1台 コンビシーダー 1台 他 農作業舎(60㎡) 1棟 <その他> ・年間を通じたハウスの高度利用を図る。 ・大麦跡に大豆を作付し、土地の高度利用を図る。
複合経営 水稲+大麦+大豆 +軟弱野菜 <労働力> 常時 1.5人 臨雇 433人日	<作付面積等> 水稲 13.3ha 大麦・大豆 7.5ha こまつな 0.2ha <経営面積> 21.0ha	<資本装備> 農作業舎(150㎡) 1棟 育苗ハウス(60坪) 11棟 トラクタ(40PS級) 1台 コンバイン(5条) 1台 田植機(6条側条) 1台 乾燥機 2台 乗用管理機 1台 選別・計量器 1台 保冷庫 1台 コンビシーダー 1台 他 <その他>

		<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じたハウスの高度利用を図る。 ・大麦跡に大豆を作付し、土地の高度利用を図る。
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

営農類型	経営規模	生産方式
園芸(施設野菜) 軟弱野菜 <労働力> 常時 1.5 人 臨雇 766 人日	<作付面積等> こまつな 0.62ha <経営面積> 0.62ha	<資本装備> 農作業舎(120 m ²) 1棟 ハウス(145 坪) 13棟 トラクタ(20PS 級) 1台 動力噴霧機 1台 コンビシーダー 1台 保冷庫 1台 他 <その他> ・年間を通じたハウスの高度利用を図る。
園芸(果樹) 日本なし <労働力> 常時 1.5 人 臨雇 47 人日	<作付面積等> 日本なし 1.5ha <経営面積> 1.5ha	<資本装備> ストックプレーヤ(600 ㍓) 1/2台 (共同利用) なし棚 1式 乗用草刈り機(90cm) 1台 乗用運搬車 1台 作業場(50 m ²) 1棟 他 <その他> ・全量共選・共販を行う。 ・交信かく乱剤利用により、減農薬栽培に努める。 ・新品種「あきづき」を導入し、「幸水」に偏重した品種構成の是正に努める。
畜産 酪農 <労働力> 常時 1.5 人 臨雇 99 人日	<作付面積等> 経産牛 50 頭 飼料作物 延べ 17.8ha	<資本装備> 畜舎(600 m ²) 1棟 堆肥舎(400 m ²) 1棟 飼料タンク(3t) 2基 コンプリートフィーダ 1式 パイプラインミルク 1式 バルククーラ(2,000 ㍓) 1台 自動給餌車 1台 飼料作物用装備 1式 トラクタ(85PS, 50PS) 各1台 (1/3) マニュアルレタダ、モアコンディショナ、 カッティングロールペイ等 他 <その他> ・牛群検定により牛群能力の向上を図る。 ・高能力牛の導入により遺伝的改良を図る。 ・子牛は後継牛として利用するほかヌレ子で販売する。 ・ロールペール体系によるイタリアン・トウモロコシ二毛

[認定農業者：法人経営]

【略】

作体系を確立する。
 ・コンプリートフィード、自動給餌機による作業の省力化を図る。

[認定農業者：法人経営]

営農類型	経営規模	生産方式
水稻+大麦+大豆 +チューリップ <労働力> 常時 1 人 構成員 17 人 30 戸で構成した農 事組合法人を想定	<作付面積等> 水稻 19.1ha 大麦・大豆 8.3ha 球根 2.5ha 切花 800 m ² <経営面積> 30.0ha	<資本装備> 農作業舎(300 m ²) 1棟 育苗ハウス(50坪) 4棟 トラクタ(60PS級) 1台 コンバイン(6条) 1台 多目的田植機(8条施肥機付き) 1台 乗用管理機 1台 育苗関連機械 1式 大豆コンバイン(刈幅1.5m) 1台 球根整畦植込機、成形ローラー 各1台 摘花機、防除機、掘取機 各1台 暖房機 3台 保冷库 1台 他 <その他> ・整畦植込み機、摘花機等の大型機械を利用し、大規模省力球根生産を行う。 ・30%は球根プラントを利用し、省力化を図る。 ・副産物の球根の一部を冷蔵処理して、冬期間の切り花生産(促成:50%、半促成:50%)を行う。 ・球根跡に地力増進作物を作付し、土づくりを行う。
水稻+大麦+大豆 +白ねぎ <労働力> 常時 2 人 従業員 1 人 臨雇 1,152 人日 1 戸で構成した株 式会社を想定	<作付面積等> 水稻 19.1ha 大麦・大豆 6.9ha 白ねぎ 4.0ha <経営面積> 0.0ha	<資本装備> 農作業舎(150 m ²) 1棟 育苗ハウス(50坪) 4棟 トラクタ(40PS級) 1台 コンバイン(5条) 1台 多目的田植機(8条施肥機付き) 1台 乗用管理機 1台 育苗関連機械 1式 乾燥機 2台 全自動移植機 1台 収穫機 1台 根葉切り皮むき機 1台 自動結束機 1台 他 <その他> ・白ねぎは、機械化体系の整備により、低コスト・省力化栽培に取り組む。 ・短葉性ねぎ及びハウスねぎの導入による作期幅の拡大により周年就業体制の確立を図る。

営農類型	経営規模	生産方式
水稻+大麦+大豆	<作付面積等>	<資本装備>

<p>+りんご+もも</p> <p><労働力> 常時 2人 従業員 1人 臨雇 348人日</p> <p>1戸で構成した株式会社を想定</p>	<p>水稻 19.1ha 大麦・大豆 9.6ha りんご 1.0ha もも 0.3ha</p> <p><経営面積> 30.0ha</p>	<p>農作業舎(150㎡) 1棟 トラクタ(60PS級) 1台 自脱型コンバイン(6条) 1台 多目的田植機(8条施肥機付き) 1台 育苗関連機械 1式 育苗ハウス(50坪) 5棟 乾燥機(50石) 2台 防風施設 240m スプレースプレー(1,000ℓ) 1/2台 高所作業車 3台 冷蔵庫(20㎡) 1台 小型選果機 1台 他</p> <p><その他> ・摘果、袋掛け、葉摘み等に雇用労力を利用する。 ・ももとりんごの中生、晩生を組み合わせ、作業分散と気象災害回避、長期継続出荷を実施する。 ・りんごは早期成園化が可能なJM系台木を利用する。 ・大麦跡に大豆を作付し、土地の高度利用を図る。</p>
<p>水稻+大麦+大豆 +もち加工</p> <p><労働力> 常時 2人 従業員 1人 臨雇 147人日</p> <p>1戸で構成した株式会社を想定</p>	<p><作付面積等> 水稻 19.1ha 大麦・大豆 9.6ha もち加工 6.6t</p> <p><経営面積> 30.0ha</p>	<p><資本装備> 農作業舎(150㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 5棟 トラクタ(60PS級) 1台 コンバイン(6条) 1台 田植機(10条) 1台 乗用管理機 1台 育苗関連機械 1式 乾燥機 2台 加工施設(82㎡) 1棟 もちつき機 1台 のしもち機 1台 他</p> <p><その他> ・自社で生産するもち米を加工することで付加価値の向上を図る。 ・加工では、各種のもちのほか赤飯、かんもちを生産し、年間を通じた施設の高度利用を図る。</p>
<p>水稻+大麦+大豆</p> <p><労働力> 常時 4人 従業員 3人 臨雇 49人日</p> <p>3戸で構成した株式会社を想定</p>	<p><作付面積等> 水稻 50.9ha 大麦・大豆 29.1ha</p> <p><経営面積> 80.0ha</p>	<p><資本装備> 農作業舎(330㎡) 2棟 育苗ハウス(60坪) 8棟 トラクタ(40PS級、60PS級) 1台、2台 普通型コンバイン(2.6m) 1台 自脱型コンバイン(6条) 1台 田植機(8条、8条多目的) 2台、1台 育苗関連機械 1式 乗用管理機 3台 乾燥機(80石大豆兼用) 4台 大麦播種機 3台 大豆播種機 3台 他</p> <p><その他> ・集落内外からの借地により規模拡大を図る。 ・大型機械装備による作業の効率化を図る。</p>

・麦跡の大豆 100%作付による土地の高度利用を図る。

[集落営農組織]

【略】

[集落営農組織]

営農類型	経営規模	生産方式
水稻+大麦+大豆 <労働力> 常時 1 人 構成員 17 人 30 戸で構成した任意組合を想定	<作付面積等> 水稻 19.1ha 大麦・大豆 10.9ha <経営面積> 30.0ha	<資本装備> 農作業舎(300㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 5棟 トラクタ(30PS級) 2台 コンバイン(4条) 2台 田植機(6条) 2台 育苗関連機械 1式 大豆コンバイン(刈幅1.5m) 1台 他 <その他> ・麦跡は100%大豆を作付けする。 ・乾燥調製は共乾施設を利用する。

【発展タイプ】

[認定農業者(複数戸法人)]

営農類型	経営規模	生産方式
水稻+大麦+大豆 +こまつな+キャベツ <労働力> 代表役員 1人 役員 4人 構成員 2人 従業員 9人	<作付面積等> 水稻 102ha (うち直播 10ha) 大麦・大豆 53ha こまつな 0.4ha キャベツ 5ha <経営耕地面積> 160ha	<資本装備> 農作業舎(330㎡) 2棟 トラクタ(60PS級、90PS級) 2台、3台 コンバイン(6条) 1台 普通型コンバイン(1.5m、2.6m) 1台、3台 田植機(8条多目的、10条) 1台、4台 乗用管理機 5台 育苗関連機械 1式 育苗ハウス(60坪) 19棟 大麦播種機(8条) 5台 大豆播種機(3条) 5台 セルトレイ全自動播種機 1台 畝立整畦機 1台 半自動定植機(2条植) 3台 育苗ハウス(60坪) 3棟 コンビシーダー(6条) 1台 保冷库 2台 他 <その他> ・こまつな及びキャベツの導入により周年的な売上と就業体制の確保を図る。 ・作業状況に応じた適切な人員配置により生産性の向上を図る。

【追加】

[認定農業者(1戸法人)]

営農類型	経営規模	生産方式
------	------	------

水稻+大麦+大豆 +りんご+もも 〈労働力〉 代表役員 1人 役員 1人 従業員 1人	〈作付面積等〉 水稻 21ha (うち直播 5ha) 大麦・大豆 11ha りんご 1ha もも 0.3ha	〈資本装備〉 農作業舎(150㎡) 1棟 トラクタ(60PS級) 1台 コンバイン(6条) 1台 田植機(8条) 1台 乗用管理機 1台 育苗関連機械 1式 育苗ハウス(50坪) 4棟 乾燥機(50石汎用) 2台 大豆コンバイン(2条) 1台 冷蔵庫(20㎡) 1台 高所作業車 3台 選果機(重量式) 1台 スピートスプレー(1,000ℓ) 1/2台 他
	〈経営耕地面積〉 33ha	〈その他〉 ・ももとりんごの中生、晩生を組み合わせ、作業分散と気象災害回避、長期継続出荷を実施する。 ・りんごは早期成園化が可能なJM系台木を利用する。

[認定農業者(一戸法人)]

営農類型	経営規模	生産方式
水稻+大麦+大豆 +軟弱野菜 〈労働力〉 代表役員 1人 役員 1人 後継者 1人 従業員 4人	〈作付面積等〉 水稻 51ha (うち直播 10ha) 大麦・大豆 29ha こまつな 0.2ha 〈経営耕地面積〉 80ha	〈資本装備〉 農作業舎(330㎡) 2棟 トラクタ(40PS級、60PS級) 1台、2台 コンバイン(6条) 1台 普通型コンバイン(2.6m) 1台 田植機(8条、8条多目的) 2台、1台 乗用管理機 3台 育苗関連機械 1式 育苗ハウス(60坪) 8棟 大麦播種機(8条) 3台 大豆播種機(3条) 3台 乾燥機(80石汎用) 4台 育苗ハウス(60坪) 3棟 コンビシーダー(6条) 1台 保冷库 1台 他 〈その他〉 ・こまつなの導入による周年的な売上と就業体制の確保を図る。 ・年間を通じたハウスの高度利用を図る。

[認定農業者(集落営農法人)]

営農類型	経営規模	生産方式
水稻+大麦+にんじん +たまねぎ 〈労働力〉 専従者 1人 準専従者 1人 従事構成員 16人	〈作付面積等〉 水稻 21.0ha 大麦 8.0ha にんじん 4.0ha たまねぎ 4.0ha 〈経営耕地面積〉	〈資本装備〉 農作業舎(150㎡) 1棟 トラクタ(40PS級) 2台 コンバイン(6条) 1台 田植機(10条) 1台 乗用管理機 1台 育苗関連機械 1式

	37ha	育苗ハウス(50坪)	5棟
<その他> ・生産技術や収穫後の調製・出荷体制、販路が確保されたJA等推進品目としてにんじん、たまねぎを導入し売上を拡大。			

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標
【略】

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の6の(2)に示した数値目標を経営開始から5年後に達成するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の主要な基本的指標を例示すると次のとおりである。

【略】

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

営農類型		経営管理の方法	農業従事の態様
認定農業者	家族経営	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営改善計画に基づく経営計画の確実な実施 複式簿記記帳による経営管理の実証 経営管理研修への積極的な参加 青色申告の実施 集落内の土地利用調整を基本とした借地による経営規模の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止 必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化
	法人経営	<ul style="list-style-type: none"> 経営理念や目標に基づく農業経営改善計画の作成と、複式簿記による財務管理の実施 高度な経営者能力による経営外部からの資源調達と確実な経営計画の実施 労務管理の充実と雇用労働の確保 地域からの信頼に基づく農地の連担化・集団化と経営規模の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制、休日制の導入 社会保険への加入による従事者の福利厚生の実施 臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止 高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化
集落営農組織		<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳による財務管理 リーダーを中心に法人化に向けた組織運営管理 経営管理研修への積極的な参画 	<ul style="list-style-type: none"> 専従者を中心とした作業従事体系の確立 高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の6の(2)に示した数値目標を経営開始から5年後に達成するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の主要な基本的指標を例示すると次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式
主穀作 水稲+大麦+大豆	<作付面積等> 水稲 9.5ha	<資本装備> 農作業舎(150㎡)
	大麦・大豆 5.5ha	育苗ハウス(60坪)
<労働力> 常時 1人	<経営面積>	トラクタ(30PS級)
		コンバイン(4条)
		1棟
		2棟
		1台
		1台

臨雇 90 人日	15.0ha	田植機(6条側条) 1台 乾燥機(大豆兼用) 1台 育苗関連機材 1式 大豆コンバイン(2条) 1台 他 <その他> ・親元で就農し自家で所有する機械・施設を活用する。
園芸(施設野菜) 軟弱野菜 <労働力> 常時 1人 臨雇 91人日	<作付面積等> こまつな 0.165ha (年間7作) <経営面積> 0.165ha	<資本装備> ハウス(50坪) 10棟 作業用ハウス(30坪) 1棟 トラクタ(20PS級) 1台 動力噴霧機 1台 コンビシーダー 1台 保冷库 1台 他 <その他> ・年間を通じたハウスの高度利用を図る。 ・収穫作業は雇用労力を活用する。 ・就農する際に国・県等の補助事業を活用して機械・施設を導入する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積等に関する目標は次のとおりである。

地域: 県下全域

項目	内容	数値目標
農用地の利用集積及び面的集積	認定農業者や集落営農組織など効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体である担い手が農用地の利用に占めるシェアの目標 農用地の面的集積については、農地中間管理事業等を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体に対する利用集積における面的集積の割合を高めることを目標とする。	90%
認定農業者の確保育成	優れた技術力や経営者マインドを有し、経営体質の強い経営を目指し自主的な取り組みを進める 農業経営体 を認定農業者として育成する数の目標	1,700 経営体
法人経営体の育成	将来にわたり継続的かつ安定的に農業経営を営むため、農地の利用や経営資本等の権利主体となり得る 法人経営体 として育成する数の目標	790 法人 うち集落営農法人 440 法人

第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手を育成し、第4で

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積等に関する目標は次のとおりである。

地域: 県下全域

項目	内容	数値目標
農用地の利用集積及び面的集積	認定農業者や集落営農組織など効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体である担い手が農用地の利用に占めるシェアの目標 農用地の面的集積については、農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業等を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体に対する利用集積における面的集積の割合を高めることを目標とする。	90%
認定農業者の確保育成	優れた技術力や経営者マインドを有し、経営体質の強い経営を目指し自主的な取り組みを進める 家族経営及び法人経営 を認定農業者として育成する数の目標	1,550 経営体
集落営農組織の育成	一定要件を満たす集落営農組織として育成する数の目標	610 組織

第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手を育成し、第3で

示す目標を達成するため、

ア 地域における話し合いにより**実質化された「人・農地プラン」**等を作成し、個別経営、法人経営、集落営農組織等の育成すべき担い手を明確化すること

イ これら担い手への農地・農作業の集積を進める等の規模拡大や経営体質の強化をその発展段階に応じて促進すること

ウ これらの**担い手**を支える基幹的な農業従事者や新規就農者など、人材の確保・育成を図ることなどを重点的に進める必要がある。

このため、県は関係各課、試験研究機関、農林振興センター等指導体制を整備するとともに、県農業会議、県農業協同組合中央会、県農林水産公社、県土地改良事業団体連合会等関係団体で構成する富山県担い手育成総合支援協議会を設置すること等により相互に十分な連携を図るなか、農地中間管理機構による農地中間管理事業と、市町村段階、地域段階で**実施される利用権設定等促進事業等をはじめとする農業経営基盤強化促進事業と密接な連携を図る。**

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、自ら農業経営の改善を計画的に進めようとする認定農業者を育成するため、農業経営改善計画認定制度の普及を促進するとともに、認定農業者の経営改善の取り組みに対し、重点的な支援を行うこととする。

なお、認定後の経営改善に向けた取り組みを促進する観点から、市町村における認定農業者に対する指導、助言等適切なフォローアップと、農業経営改善計画の期間を終了する農業者に対する新たな計画の作成を支援・指導を促進する。

女性農業者や農業後継者が家族経営において実質的に共同経営者としての役割を担っている経営については、農業経営改善計画の共同申請により、共同経営者としての地位・責任の明確化や経営者としての自覚、経営に対する意識の向上を図り、それらを通じた経営改善への取り組みを促進する。

(1) 利用権設定等促進事業

【略】

(2) 農用地利用改善事業

【略】

示す目標を達成するため、

ア 地域における話し合い等により個別経営、法人経営、集落営農組織等の育成すべき担い手を明確化すること

イ これら担い手への農地・農作業の集積を進める等の規模拡大や経営体質の強化をその発展段階に応じて促進すること

ウ これらの**経営体**を支える基幹的な農業従事者や新規就農者など、人材の確保・育成を図ることなどを重点的に進める必要がある。

このため、県は関係各課、試験研究機関、農林振興センター等指導体制を整備するとともに、県農業会議、県農業協同組合中央会、県農林水産公社、県土地改良事業団体連合会等関係団体で構成する富山県担い手育成総合支援協議会を設置すること等により相互に十分な連携を図るなか、農地中間管理機構による農地中間管理事業と、市町村段階、地域段階での**利用権設定等促進事業、農地利用集積円滑化事業等との密接な連携のもと、農業経営基盤の強化を促進するための事業等の着実な実施**を図る。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、自ら農業経営の改善を計画的に進めようとする認定農業者を育成するため、農業経営改善計画認定制度の普及を促進するとともに、認定農業者の経営改善の取り組みに対し、重点的な支援を行うこととする。

なお、認定後の経営改善に向けた取り組みを促進する観点から、市町村における認定農業者に対する指導、助言等適切なフォローアップと、農業経営改善計画の期間を終了する農業者に対する新たな計画の作成を支援・指導を促進する。

女性農業者や農業後継者が家族経営において実質的に共同経営者としての役割を担っている経営については、農業経営改善計画の共同申請により、共同経営者としての地位・責任の明確化や経営者としての自覚、経営に対する意識の向上を図り、それらを通じた経営改善への取り組みを促進する。

(1) 利用権設定等促進事業

利用権設定等促進事業については、県内各地域においてその特性を活かしつつ、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう農業委員会等による適切な利用調整活動などの積極的な取り組みを促進する。

このような取り組みにあたっては、

ア 農地の所有と経営の分離という考え方や利用権設定制度の特長、農地中間管理機構の活用方法等の一層の普及啓発

イ 農用地利用改善団体の育成と、当該団体を中心とした地域における徹底した話し合いの促進

ウ 話し合いを通じ、個別経営、法人経営、集落営農組織など地域の核となる担い手の明確化

エ 育成すべき経営体の規模拡大への意向や高齢農家や兼業農家の経営継続に関する意向調査などの確実な実施

などにより効率的かつ合理的な農地利用や農作業の実施が図られるような集積となるよう努める。

(2) 農用地利用改善事業

農用地利用改善事業については、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農

(3) 農地中間管理事業等

農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な事業体として位置づけ、県、市町村、県農業会議、県農業協同組合中央会、県土地改良事業団体連合会等関係機関で構成する連絡協議会を設置し、密接な連携・協力のもと、農地中間管理事業の推進を図る。また、実質化された「人・農地プラン」等に基づき、農地集積・集約化を促進することで、効率的かつ安定的な農業経営体の育成と地域農業の持続的な発展を進める。

なお、農地利用集積円滑化事業については、農地中間管理事業の開始5年後の見直しにより農地中間管理事業へ統合一体化とされたことから、市町村及び農地利用集積円滑化団体は農地利用集積円滑化事業の契約満了または合意解約までの期間、適切な運用を図るものとする。

(4) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

【略】

(5) 認定農業者等の経営体を育成する事業

認定農業者制度を地域農業の現場に一層普及定着させ、個別経営や法人経営の経営改善及び農業経営改善計画のフォローアップを推進するため、県段階及び市町村段階の総合的な窓口として県段階、市町村段階に担い手育成総合支援協議会等を設置する。

県担い手育成総合支援協議会は市町村担い手育成総合支援協議会等と連携して、認定農業者等育成すべき担い手の確保や、「とやま農業経営総合サポートセンター」を活用した相談活動への支援、経営改善のための情報収集・提供活動、農地所有適格法人の育成・運営指導等を行う活動を推進する。

市町村担い手育成総合支援協議会等は、経営支援を行うに当たっての基礎となる相談活動を行い、関係機関へ相談者等に関する情報の提供及び支援要請を適時適切に行うことにより、農業経営改善計画の作成支援、研修の企画等を実施する。

作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、適当と認められる地縁的なまとまりのある地域を実施区域とするとされており、1～数集落からなる一定の地縁的なまとまりのある地域での話し合いを通じ、地域において育成すべき担い手として合意された経営体への農地・農作業の利用集積を進めるため、農用地利用改善団体の活動を助長するとともに、農用地利用改善団体の設立が遅れている地域を中心に農用地利用改善団体の設立を推進する。

さらに、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあつては、農業を営む法人、集落営農組織等関係者の合意のもとに、特定農用地利用規程の作成を進め、地区内農用地の受け手となる経営体として特定農業法人及び特定農業団体の育成を図る。

なお、特定農業団体の育成にあつては、認定農業者等の担い手と特定農業団体との間で農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないよう地域における話し合い活動の中で十分な調整が行われるよう関係者を指導する。

(3) 農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業

県段階の農地中間管理機構と市町村段階の農地利用集積円滑化団体及び農業委員会等の関係機関との連携強化に努め、農地利用集積円滑化事業等による農地中間管理機構への積極的な農地の貸付けなど、地域で育成すべき担い手として明確にされた認定農業者等への農用地の貸付けによる利用集積・集約化を図る。

(4) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

担い手の経営規模拡大と地域農業の効率化を図るため、認定農業者、特定農業団体等が委託を受けて行う農作業の実施を促進する。

なお、農作業受委託の促進に当たっては、地域の実情や経営体の意向に基づき農作業受委託組織を育成する事業や農業協同組合によるあっせん等の活用を通じて、担い手による農作業の受託が効率的に行われるよう支援を行う。

(5) 認定農業者等の経営体を育成する事業

認定農業者制度を地域農業の現場に一層普及定着させ、個別経営や法人経営の経営改善及び農業経営改善計画のフォローアップを推進するため、県段階及び市町村段階の総合的な窓口として県段階、市町村段階に担い手育成総合支援協議会等を設置する。

県担い手育成総合支援協議会は市町村担い手育成総合支援協議会等と連携して、認定農業者等育成すべき担い手の確保や相談活動への支援、経営改善のための情報収集・提供活動、農業生産法人の育成・運営指導等を行う活動を推進する。

市町村担い手育成総合支援協議会等は、経営支援を行うに当たっての基礎となる相談活動を行い、関係機関へ相談者等に関する情報の提供及び支援要請を適時適切に行うことにより、農業経営改善計画の作成支援、研修の企画等を実施する。

(6)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

第1に示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次の取組を進める。

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

(ア)就農意欲の醸成に向けた取組

就農希望者に対し、本県農業の魅力積極的に伝えていくため、ホームページ等で若者に向けて情報を発信するとともに、様々なメディアを活用したPR活動を行う。

また、県内外で定期的に就業相談会を実施すること等により、就農希望者からの相談に対応する。

(イ)就農希望者に対する情報提供

就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供やマッチングを行う。

(ウ)技術習得のための支援

就農希望者が本県の気候・地質などの営農条件に即した農業の基礎的知識や実践的技術を体系的に習得するためのカレッジにおける通年研修や、先進農家等での実践的な研修支援を行うこと等により、栽培技術や農業経営に関する知識の習得の機会を提供する。

(エ)県内の関係機関の役割分担

県は、公益社団法人富山県農林水産公社を富山県青年農業者等育成センター(以下「育成センター」という。)として就農促進のための拠点と位置づける。

これを踏まえ、就農に向けた情報提供及び就農相談については育成センター、技術や経営ノウハウの習得についてはカレッジや就農準備研修、青年等就農計画の作成支援や就農後のフォローアップについては県農林振興センターや市町村、農業協同組合、先進農家等、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

(オ)その他の取組

小中高の各段階の児童・生徒が農業に興味・関心を持てるよう、教育機関、県、市町村、農協等の関係機関と連携し、農業体験学習や副読本の配布、先進農家での体験研修などの就農啓発活動を実施する。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

市町村が策定する「人・農地プラン」に地域の中心的な経営体として位置づけられるよう支援するとともに、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、就農に際しての農業機械・施設等の整備に対する助成等の支援制度の積極的な活用、青年等就農計画の確実な実行のための県農林振興センターによる巡回指導や情報提供、県青年農業者協議会への参加誘導による交流機会の提供等により、農業への定着と安定的な経営体への発展を促進する。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の経営発展に向けた取組

(ア)青年等就農計画制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

(イ)認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

(6)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

第1に示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次の取組を進める。

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

(ア)就農意欲の醸成に向けた取組

就農希望者に対し、本県農業の魅力積極的に伝えていくため、ホームページ等で若者に向けて情報を発信するとともに、様々なメディアを活用したPR活動を行う。

また、県内外で定期的に就業相談会を実施すること等により、就農希望者からの相談に対応する。

(イ)就農希望者に対する情報提供

就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供やマッチングを行う。

(ウ)技術習得のための支援

就農希望者が本県の気候・地質などの営農条件に即した農業の基礎的知識や実践的技術を体系的に習得できる「とやま農業未来カレッジ」(以下「カレッジ」という。)を設置するほか、先進農家等での実践的な研修支援を行うこと等により、栽培技術や農業経営に関する知識の習得の機会を提供する。

(エ)県内の関係機関の役割分担

県は、公益社団法人富山県農林水産公社を富山県青年農業者等育成センター(以下「育成センター」という。)として就農促進のための拠点と位置づける。

これを踏まえ、就農に向けた情報提供及び就農相談については育成センター、技術や経営ノウハウの習得についてはカレッジや就農準備研修、就農計画の作成支援や就農後のフォローアップについては県農林振興センターや市町村、農業協同組合、先進農家等、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

(オ)その他の取組

小中高の各段階の児童・生徒が農業に興味・関心を持てるよう、教育機関、県、市町村、農協等の関係機関と連携し、農業体験学習や副読本の配布、先進農家での体験研修などの就農啓発活動を実施する。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

市町村が策定する「人・農地プラン」に地域の中心的な経営体として位置づけられるよう支援するとともに、国の青年就農給付金や青年等就農資金、県の新規担い手規模拡大支援事業等の支援制度の積極的な活用、就農計画の確実な実行のための県農林振興センターによる巡回指導や情報提供、県青年農業者協議会への参加誘導による交流機会の提供等により、農業への定着と安定的な経営体への発展を促進する。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の経営発展に向けた取組

(ア)青年等就農計画制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

(イ)認定就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定就農者については、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検

青年等就農計画の認定を受けた者(認定新規就農者)については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、市町村・農業委員会・県農林振興センター・農業協同組合等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術や経営等のフォローアップを行うなど重点的に指導等を行う。さらに当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

(7)その他の事業

【略】

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第4条の規定により農地中間管理機構に指定された公益社団法人富山県農林水産公社は、農地中間管理事業による担い手への農地集積・集約化に資する場合は、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する次の事業を行うことができるものとする。

- (1)農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業
- (2)農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業
- (3) 農業経営基盤強化促進法第 12 条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする**農地所有適格法人**に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該**農地所有適格法人**の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- (4)新たに農業経営を営もうとする者が農地売買等事業により買入れた農用地等を利用して行う農業の技術又は経営方法を習得するための研修その他の事業

【削除】

し、市町村・農業委員会・県農林振興センター・農業協同組合等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術や経営等のフォローアップを行うなど重点的に指導等を行う。さらに当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

(7)その他の事業

農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するため必要な事業については、各地域の特性をふまえて重点的、効果的な実施を図る。

また、ほ場の大区画化を推進するため、ほ場整備事業等の積極的な導入を図る。さらに、農用地利用の集団化を図るため、集落段階での土地利用調整を推進し、ほ場整備を契機とした利用権の設定、農作業受委託の総合的推進等により、地域の担い手への農用地の利用集積を促進する。

今後とも守るべき農用地の維持管理などについては、条件が不利で担い手の育ちにくい地域を中心として、多様な担い手による農業への新規参入などを促進する。

資本装備等に対する支援については、担い手の発展段階に応じて積極的に講じ、認定農業者等の経営の確立を支援する。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第4条の規定により農地中間管理機構に指定された公益社団法人富山県農林水産公社は、農地中間管理事業による担い手への農地集積・集約化に資する場合は、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する次の事業を行うことができるものとする。

- (1)農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業
- (2)農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業
- (3) 農業経営基盤強化促進法第 12 条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする**農業生産法人**に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該**農業生産法人**の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- (4)新たに農業経営を営もうとする者が農地売買等事業により買入れた農用地等を利用して行う農業の技術又は経営方法を習得するための研修その他の事業

3 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

(1)農地利用集積円滑化事業の基本的な推進の方針

農用地等の効率的な利用に向け、効率的かつ安定的な農業経営を営もうとする者に対する農用地等の面的集積を促進するため、県は全市町村の市街化区域等を除いた全域で次に掲

げる農地利用集積円滑化事業が地域の実情に応じて実施されるよう、市町村基本構想への位置付けを指導するとともに、事業の適正な実施が図られるために必要な助言や情報提供を行うものとする。

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業

イ 農用地等を買入れ、または借り受けて、当該農用地を売り渡し、交換し、または貸し付ける事業

ウ 農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

(2) 県段階における関係機関及び関係団体との連携の確保

農地利用集積円滑化事業の円滑な運営を推進するため、県は、公益社団法人富山県農林水産公社、富山県農業協同組合中央会、富山県農業会議及び富山県担い手育成総合支援協議会等の関係機関等と十分に連絡及び調整を図る。

また、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業など県段階で実施される農地流動化等のための施策との連携を図り、農地利用集積円滑化事業がこれらの諸施策とあいまって効果的に実施されるよう支援するものとする。

(3) 農地利用集積円滑化事業の推進のための諸施策

県は農地利用集積円滑化事業の適正かつ円滑な実施が図られるよう、事業の啓発・普及のための活動を行うとともに、市町村や農地利用集積円滑化団体の担当者からの相談に応じることができる体制をつくり、指導・助言を行うものとする。